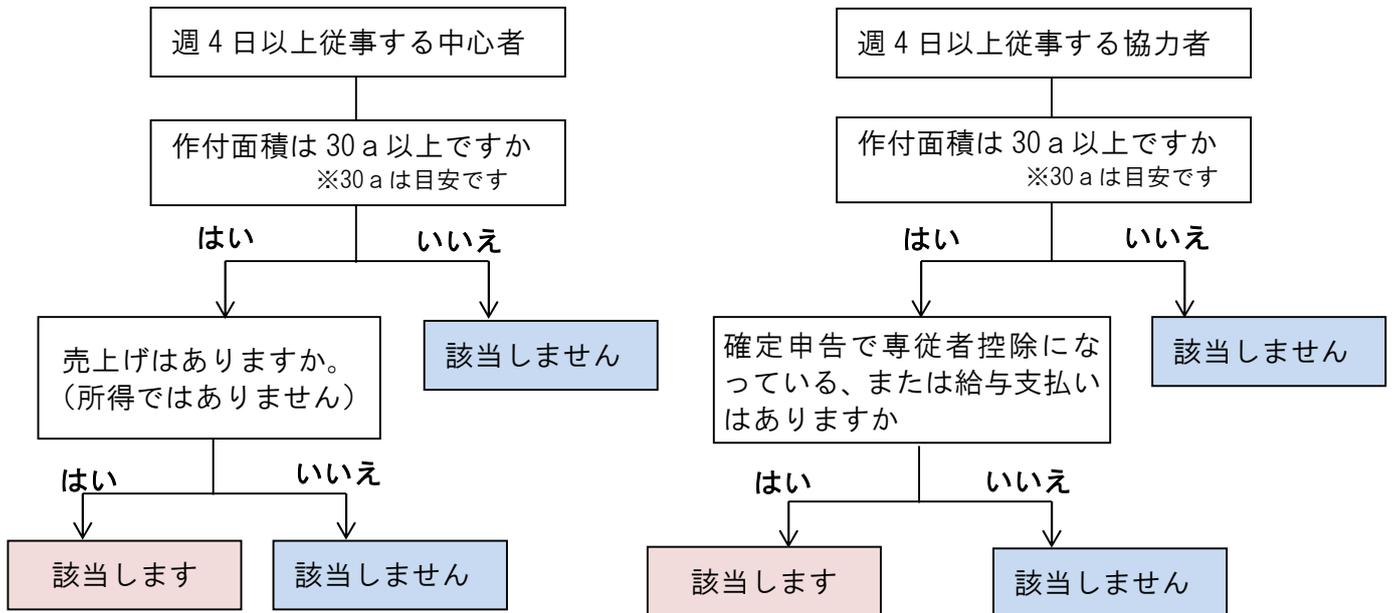


自営業・農業従事で就労証明書を提出される方へ

自営業・農業従事者の方は、就労証明書に併せて、平成30年分の確定申告書の写しを提出してください。
昨年度農業（協力者）で就労証明書を提出されている方は、平成30年分の確定申告で「専従者控除」に該当していない場合には、農業での就労は認めません。

フローチャートでご確認ください。

農業に従事し、保育を必要とする事由に該当する場合は？



内職で就労証明書を提出される方へ

昨年度内職で就労証明書を提出した方は、就労証明書内支払状況において収入の確認ができない場合就労とは認めません。

なお、内職で就労証明書を提出される方は、就労証明書に併せて内職内容の確認できるものを添付してください。

開業する方、新規就農者になる方へ

開業する方は、就労証明書に開業届のコピーを添付してください。新規就農者の方は、就労証明書に新規就農届のコピーを添付してください。

パートタイム勤務の方へ

保育が必要な事由として認められる労働時間の下限は、常陸大宮市子ども・子育て支援法施行に関する事務取扱要領（内規）において、週4日以上かつ週4日以上の就労が必要と定められています。就労証明書において、その基準を満たしていないときには、保育認定は受けることができません。

お問合せ・ご相談については、市役所こども課までご来庁ください。